

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成15年10月7日

内閣総理大臣 殿

北九州市長 末 吉 興 一

平成15年4月21日付で認定を受けた構造改革特別区域計画（北九州市国際物流特区）について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

計 画 書 6 構造改革特別区域計画の目標

8 特定事業の名称

別 紙 特定事業の追加（ 1201 ）

2. 変更事項の内容

別表「新旧対照表」のとおり（別紙1201の追加を含む。）

(別表)

新	旧
<p>6 構造改革特別区域計画の目標 略 (3) 具体的な目標を達成するための取り組み 略 <u>新門司地区の国内物流拠点の形成</u> <u>新門司地区は、新門司インターチェンジにより高速道路にアクセスできるとともに、関西、関東、四国へ内航フェリーが就航しており、国内輸送モードが整備されている。</u> <u>また、平成17年には、当地区の沖合いに24時間離発着可能な新北九州空港の開港が予定されており、海路、陸路、空路の3モードの物流体制が実現する。</u> <u>これらの輸送モードと近接する太刀浦コンテナターミナルを合わせる</u> <u>ことにより、国内外の連携した様々なニーズに対応する柔軟な物流基盤を形成し、物流関連企業、メーカーなどの立地を目指す。</u></p>	<p>6 構造改革特別区域計画の目標 略 (3) 具体的な目標を達成するための取り組み 略</p>
<p>8 特定事業の名称 No.701 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 No.702 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業 No.704 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業 No.705 国の試験研究施設の使用の容易化事業 No.813, 815 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業 No.1103 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業 No.1201 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業</p>	<p>8 特定事業の名称 No.701 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 No.702 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業 No.704 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業 No.705 国の試験研究施設の使用の容易化事業 No.813, 815 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業 No.1103 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業</p>
<p>別紙 1 特定事業の名称 1201 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業</p>	
<p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 新門司北地区で当該規制の特例措置をうける北九州市及び立地予定企業</p>	
<p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 特区計画の認定後</p>	

4 特定事業の内容

(1) 実施主体

北九州市

立地予定企業

(2) 実施区域

北九州市 門司区新門司北 (詳細別添図)

(3) 実施期間

特区計画の認定後

(4) 実現される行為

埋立地に進出希望する企業においては、事業形態の変化等により埋立計画時点とは違った用途のニーズが生じている。そこで、埋立地の用途変更手続きにあたり、迅速な対応を実施することで企業の進出意向決定後の早期の着工・操業を実現する。

5 当該規制の特例措置の内容

特例措置の適用を受けようとする埋立地についての竣功認可の告示内容

地区名		埋立権者	免許年月日	竣功認可年月日	竣功認可告示年月日	竣功面積(m ²)
新 門 司 2 期 埋 立 地	1-3-2-4-4 工区 A号地	北九州市	S55.2.21	H9.5.27	H9.6.10	42,309.48
	1-3-2-4-4 工区 B号地		S55.2.21	H9.5.27	H9.6.10	7,259.04
	2-2 工区 G号地		S55.2.21	H7.6.16	H7.6.23	198,888.47
	2-3-1 工区 G号地 (イ)		S55.2.21	H9.5.27	H9.6.10	141,656.97
	2-3-1 工区 G号地 (ロ)		S55.2.21	H9.5.27	H9.6.10	358,531.08

新門司地区は西日本の国内物流拠点として整備を進めている地区で、九州最大のフェリーターミナルを有しており、背後の新門司 IC から高速道路網に容易にアクセスできるなど、国内輸送には欠かせない輸送モードが整っている。

また、近隣には太刀浦コンテナターミナルが整備され、沖合いには新北九州空港が平成 17 年完成するなど、陸海空の複合輸送モードを駆使できる国

内有数の物流拠点としてさらなる飛躍が見込まれている埋立地である。

今後、当地区へ進出する企業への対応を迅速に行い、産業集積や新規産業の創出等により地域の活性化を図るため、当該特例措置を適用することにより、より早期に埋立地の有効利用を図っていく。